



大高協第 120 号
平成26年10月20日

高圧ガス販売事業所 代表者 殿

一般社団法人大分県高圧ガス保安協会
会 長 牧 野 榮 次

「高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当協会の活動等につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、近年、全国的に高圧ガス容器に関連した事故が増加しており、大分県内においても同様の傾向にあります。

このため、当協会では、高圧ガス容器の適正な取扱いと販売・消費に係る自主保安活動を促進し、事故の発生防止に資するため、別添のとおり「高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い」を作成しました。

つきましては、貴事業所におかれても「高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い」に沿った容器の適正な取扱いが徹底されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、貴事業所の取引先の高圧ガス消費事業者には、貴職からご指導くださいますよう併せてお願いいたします。

消保第37号の33

平成26年10月20日

高圧ガス販売事業者 殿

大分県生活環境部消防保安室



「高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い」の活用による
自主保安活動の推進について（通知）

高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高圧ガス容器に起因した事故件数は、全国的に依然として高い水準にあり、県内においても、重大な事故には至っていないものの、高圧ガスの移動中及び消費中の事故や、容器の紛失・盗難事故などが毎年発生しています。

こうした状況を踏まえ、一般社団法人大分県高圧ガス保安協会において、高圧ガスを取扱う事業者及び関係団体による容器の適正な取扱いと販売・消費等に係る自主保安活動を促進し、事故の発生防止に資するため、「高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い」が作成されました。

つきましては、上記文書を活用して、貴事業所における高圧ガス容器の適正な管理徹底など自主保安活動を推進することにより、高圧ガスによる事故防止に努めていただくようお願いいたします。

また、貴事業所の取引先である高圧ガス消費事業者に対し、別添文書を周知していただくようお願いいたします。

担当：地域防災・保安班 森山

電話：097-506-3160

(公印省略)

消保第37号の33
平成26年10月20日

高圧ガス消費事業者 殿

大分県生活環境部消防保安室長

「高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い」の活用による
自主保安活動の推進について（通知）

高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高圧ガス容器に起因した事故件数は、全国的に依然として高い水準にあり、県内においても、重大な事故には至っていないものの、高圧ガスの移動中及び消費中の事故や、容器の紛失・盗難事故などが毎年発生しています。

こうした状況を踏まえ、一般社団法人大分県高圧ガス保安協会において、高圧ガスを取扱う事業者及び関係団体による容器の適正な取扱いと販売・消費等に係る自主保安活動を促進し、事故の発生防止に資するため、「高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い」が作成されました。

つきましては、上記文書を活用して、貴事業所における高圧ガス容器の適正な管理徹底など自主保安活動を推進することにより、高圧ガスによる事故防止に努めていただくようお願いいたします。

担当：地域防災・保安班 森山
電話：097-506-3160

平成 26 年 9 月 30 日

高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い

一般社団法人大分県高圧ガス保安協会

1. はじめに

近年、高圧ガス容器（以下「容器」という。）に関連した事故は、喪失・盗難を中心に全国的に増加しており、大分県内も同様の傾向にあります。

このような状況を踏まえ、一般社団法人大分県高圧ガス保安協会では、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号、以下「法」という。）に基づき、高圧ガスを取扱う事業者及び関係団体による高圧ガス容器の適正な取扱いと販売・消費等に係る自主保安活動を促進し、事故の発生防止に資するため、「高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い」を作成しました。

高圧ガスを取扱う事業者及び関係団体の皆様におかれましては、これを活用して頂き、高圧ガスの取扱いの方法についての再確認、保安意識の向上等に努めていただければ幸いです。

2. 用語の定義

この「高圧ガス容器の適正な取扱いについてのお願い」における用語の定義は、法及び関係政省令等の定めによるほか、それぞれ次に定めるとおりです。

(1) 供給事業者・・・高圧ガスを販売する者

(2) 消費事業者・・・高圧ガスを消費する者

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に規定する「一般消費者等」を除く。

(3) 関係団体・・・一般社団法人大分県高圧ガス保安協会及びその他の高圧ガス保安団体

(4) 放置容器等・・・現に所有者又は使用者が管理していない状態にある容器及び刻印等が判読できない等の理由により、所有者及び内容物等が不明な状態の容器

3. 供給事業者へのお願い

供給事業者は、法の規定を遵守するとともに次の措置を講じ事故防止に努めて下さい。

(1) 容器管理の徹底

常に自社の取り扱う容器の受け入れ及び引き渡し先を明確にした容器管理台帳を備え、容器の所在管理を徹底する。

(2) 安全情報の提供

高圧ガスを安全に消費するための容器及び高圧ガス設備に関する適切な情報を消費事業者に提供する。

特に、アセチレン、酸素、空気などの消費事業所に対しては、周知文書等により高圧

ガスによる災害の発生の防止に関し必要な事項の周知を徹底し、周知の記録を容器引き渡し先保安台帳に記入する。

(3) 消費事業者への助言

消費事業者の消費場所、消費の方法、ガスの種類ごとの使用の方法等を年に1回以上調査し、必要に応じて容器及び高圧ガスの消費に対して安全確保のために必要な助言を行う。

(4) 保安教育の実施

高圧ガスを取扱う従業者に対して、年に1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

(5) 緊急連絡体制の整備

危険時及び事故発生時等に関係機関へ速やかに通報等が行えるよう、連絡体制を整備するとともに、従業者に周知・徹底する。

(6) 容器貸与の明示

容器は、原則として貸与することとし、消費事業者にその旨を明示する。

(7) 容器所有者の識別

容器には、法に規定された所有者刻印等とは別に、その容器の所有者名表記等により、所有者を明確に識別できるようにする。

(8) 容器の長期留置の禁止

残ガスのある容器であっても、引き渡し後、原則として1年以上継続して同一の消費事業所に留置しないようにする。

(9) 使用済み容器の回収

使用済みの容器は、速やかに回収する。

なお、自社取扱い容器以外の容器であっても、消費事業者から容器の回収依頼があった場合は、容器状態等を十分確認したうえで回収する。この場合、回収した自社取扱い容器以外の容器は、可能な限り所有者に返却する措置をとり、返却ができない場合は、関係団体に連絡する。

(10) 講習会への参加

関係団体が開催する講習会等に積極的に参加し、最新の保安情報を入手する。

(11) 放置容器等発見時の措置

放置容器等を発見した場合又は消費事業者等から放置容器等を発見した旨の通報を受けた場合は、必要に応じて回収するなど、適切な措置を講ずる。

4. 消費事業者へのお願い

消費事業者は、法の規定を遵守するとともに次の措置を講じ事故防止に努めて下さい。

(1) 容器管理責任者の選任等

事業所ごとに容器の管理責任者を選任するとともに、作業開始時及び作業終了時など、定期的に容器の管理状況を確認する。

(2) 容器管理台帳の作成

容器管理台帳を作成し、常に容器の受け払い状況及び所在等を管理する。

なお、容器が盗難・喪失等により所在不明になった場合は、速やかに供給事業所へ報告する。

(3) 適正な貯蔵量の遵守

容器は容器置場に貯蔵し、必要量以上の容器を貯蔵しないようにする。

(4) 容器の長期保管の禁止

使用済み容器は、直ちに供給事業者に戻却し、使用中の容器であっても原則として1年以上留置しないようにする。

(5) 定期点検の実施

容器及び付属設備（配管、ホース、調整器等）は、年に1回以上点検等を実施し、安全上問題がないことを確認する。

(6) 保安体制の整備

供給事業者等から容器及び高圧ガスの設備の保安に関する情報提供を受けた場合に、事業所内で当該情報を共有できる体制を整備する。

(7) 供給事業者からの助言に対する対応

供給事業者から容器及び高圧ガスの消費に対する助言を受けた場合は、必要に応じて速やかに改善し、安全確保に努める。

(8) 緊急連絡体制の整備

危険時及び事故発生時等に関係機関へ速やかに通報等が行えるよう、連絡体制を整備するとともに、従業者に周知・徹底する。

(9) 講習会への参加

関係団体が主催する講習会に積極的に参加し、最新の保安情報を入手する。

(10) 保安教育の実施

高圧ガスを取扱う従業者に対して、年に1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

(11) 放置容器等発見時の措置

放置容器等を発見した場合、自ら処理することなく、供給事業者又は関係団体に通報するなど、適切な措置を講ずる。

5. 関係団体へのお願い

関係団体は、次の措置を講じるように努めて下さい。

(1) 保安に関する情報の提供等

供給事業者及び消費事業者に対し、講習会等を通じて高圧ガスの保安に関する情報を提供し、周知・啓発を図る。

(2) 放置容器等の処理体制の確立

放置容器等を迅速かつ適正に処理するため、放置容器等を発見した者から速やかに通報を受ける体制の確立及び放置容器等の処理体制を整備するとともに、これらについて関係者へ周知する。

6. 参考資料

消費事業者向け容器管理に関する基準一覧（「高圧ガスの消費に係る技術上の基準（概要）」、「高圧ガス容器の貯蔵に係る技術上の基準（概要）」、「移動（バラ積み）に係る技術上の基準（概要）」）を添付しますので、事故防止の参考にして下さい。

参考資料

消費事業者向け容器管理に関する基準一覧

【1】高圧ガスの消費に係る技術上の基準(概要)

(一般則第60条、液石則第58条抜粋)

No.	項目	該当ガス					基準
		燃	毒	酸	空	L	
1	バルブの開閉	○	○	○	○	○	充てん容器等のバルブは静かに開閉する。
2	充填容器等の 転落・転倒防止	○	○	○	○	○	充てん容器等は、水平な場所に置き、ロープ等をかける。かつ、粗暴な取扱いをしない。
3	充填容器等の 加熱方法	○	○	○	○	○	充てん容器等の加熱は、ガスの性質や使用環境を考慮して熱湿布、40℃以下の温湯などの適切な方法で行う。
4	腐食防止措置	○	○	○	○	○	充てん容器等は排水の容易な場所又は水平な台の上に置き、容器の底部を乾きやすくし、水分による腐食防止の措置を行う。
5	バルブ操作の 適切な措置	○	○	○	○	○	適切な操作のためバルブの開閉表示、流体の名称、流れ方向の表示を行う。
6	バルブに過大な力を 加えない措置	○	○	○	○	○	容器バルブの開閉は、手又は所定のハンドル回しによって行い、バルブに過大な力を加えない。
7	通風	○	○			○	可燃性ガス、毒性ガス及びLPガスの消費は、通風の良い場所で行い、かつ、容器を40℃以下に保つ。
8	シアン化水素関係	△	△				容器に充てんした後60日を超えないものを使用すること。
9	酸化エチレン関係	△	△				窒素ガス等による置換及び逆流防止装置を設置すること。
10	火気の使用禁止等	○		○		○	設備の周囲5m以内では、喫煙及び火気の使用を禁止し、引火性、発火性のものを置かない。
11	静電気の除去	○				○	可燃性ガスの貯槽及びLPガスの消費設備は、静電気の除去の措置を講ずること。
12	消火器の設置	○	△	○		○	可燃性ガス、酸素、三フッ化窒素及びLPガスの消費施設には、ガスの貯蔵量に合った消火器を設置する。
13	溶接用アセチレン の消費等		△				①逆火防止器を取り付ける。 ②ホースバンド等で、ホースの接続を確実にを行う。 ③点火は、酸素のバルブを閉じた状態で行う。 ④消火は、酸素のバルブを閉じてから、アセチレンのバルブを閉じる。 ⑤火花が飛来するおそれがある場所に充てん容器等は置かない。
14	溶接用天然ガス、 LPガスの消費等		△			○	①ホースバンド等で、ホースの接続を確実にを行う。 ②火花が飛来するおそれがある場所に充填容器等は置かない。
15	酸素消費時の措置		△	○			酸素又は三フッ化窒素の消費は、バルブ及び消費に使用する器具の石油類、油脂類その他可燃物を除去した後に行う。
16	消費後の容器	○	○	○	○	○	消費した後はバルブを閉じ、容器が転倒しないよう固定、バルブにはキャップを付ける。
17	消費設備の 修理等の方法	○	○	○	○	○	①作業計画、責任者、緊急連絡体制を定める。 ②可燃性、毒性ガス、酸素、LPガスの消費設備の修理を行う場合、あらかじめ、内部のガスを窒素ガス又は水等の当該ガスと反応しにくいガス又は液体と置換する。 ③消費設備を開放して修理する場合 ②終了後、前後のバルブを確実に閉止し、かつ開放する部分に閉止板を挿入する。 ④修理終了後は、設備が正常に作動することを確認した後に消費を行う。
18	日常点検	○	○	○	○	○	消費設備の使用開始時、終了時及びそのほかに1日1回以上設備の異常の有無を点検する。
19	一般複合容器関係	○	○	○	○		一般複合容器は、水中で使用しないこと。
20	漏えい検知警報器					○	漏えいしたガスの滞留するおそれのある場所にガス検知器を設置し、かつ、警報設備を設けること。

《凡例》 「燃」:可燃性ガス 「毒」:毒性ガス 「酸」:酸素 「空」:空気 「L」:液化石油ガス 「他」:その他のガス
(注) 該当ガス種欄 ○:該当 △:一部該当

【2】高圧ガス容器の貯蔵に係る技術上の基準(概要)

(一般則第18条、液石則第19条抜粋)

No.	項目	該当ガス					基準
		燃	毒	酸	他	L	
1	通風	○	○			○	貯蔵は、通風のよい場所で行う。
2	貯蔵の方法 (第6条第2項第8号の基準に適合すること。)	○	○	○	○	○	①充てん容器と残ガス容器を区分する。
							②可燃性、毒性ガス、酸素容器を区分する。
							③容器置場には、計量器等作業に必要な物以外は置かない。
							④容器置場の周囲2m以内では、喫煙及び火気の使用を禁止し、引火性、発火性の物を置かない。
							⑤充てん容器を40℃以下に保つ。(低温容器、超低温容器の場合は、容器内のガスの常用の温度のうち最高のもの以下に保つ。)
							⑥充てん容器等は、 ・水平な場所に置き、ロープ等をかける。 ・容器バルブにはキャップを付ける。 ・粗暴な取扱いをしない。
							⑦可燃性ガス及びLPガスの容器置場には、携帯電燈以外の燈火を携えない。
3	シアン化水素関係①		△				1日1回以上、漏えいのないことを確認する。
4	シアン化水素関係②		△				充てん後60日を経過したものを貯蔵しない。
5	車両等での貯蔵禁止	○	○	○	○	○	船、車両、鉄道車両等に積載した状態で貯蔵しない。
6	一般複合容器関係	○	○	○	○	○	15年以上経過した一般複合容器を貯蔵しない。

【3】移動(バラ積み)に係る技術上の基準(概要)

(一般則第50条、液石則第49条抜粋)

No.	項目	該当ガス					基準
		燃	毒	酸	他	L	
1	警戒標	○	○	○	○	○	車両の前後から見やすい箇所に警戒標を掲げる。
2	40℃以下	○	○	○	○	○	充てん容器は、常に40℃以下に保つ。
3	一般複合容器関係	○	○	○	○		15年以上経過した一般複合容器については移動禁止。
4	転落・転倒防止と容器の取扱い	○	○	○	○	○	①充てん容器等は、車両前方へよせ、ロープ等で固定する。
							②容器バルブには固定プロテクター又はキャップを付ける。
							③充てん容器等は、車両の後バンパの後面と30cm以上離す。
							④圧縮ガスは原則として横積み、アセチレン及び液化ガスの充てん容器等は立積み又は斜め積みにする。
							⑤車両の最大積載量を超えて積載しない。
							⑥充てん容器等は粗暴な取扱いをしない。
5	混載の禁止	○	○	○	○	○	次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動してはいけない。 ①充てん容器等と消防法に規定する危険物 ②塩素とアセチレン、アンモニア又は水素の充てん容器等
6	バルブの向き	○		○			可燃性ガスと酸素を同一の車両に積載して移動するときは、これらの充てん容器等のバルブが相互に向き合わないようにする。
7	毒性ガス保護措置		○				毒性ガスの充てん容器等は木枠又はパッキンを施すこと。
8	消火設備、緊急防災工具の携行	○		○		○	可燃性ガス、酸素及びLPガスの充てん容器等を移動するときは、消火設備、防災資材、工具等を携行すること。
9	毒性ガス保護具、防災工具等の携行		○				毒性ガスの充てん容器等を移動するときは、防毒マスク、手袋等の保護具、防災資材、薬剤及び工具等を携行すること。
10	除害設備	△	△				アルシン又はセレン化水素の運搬車両は、漏えいしたときの除害の措置を講ずること。
11	駐車時の注意	○	○	○	○	○	①学校、病院等の近辺及び民家が密集する地域を避け、かつ、交通量の少ない安全な場所を選ぶ。 ②運転者は、食事その他やむを得ない場合を除き、車両を離れない。
12	移動監視者等	△	△	△		△	一定量以上のガスの移動は、移動監視者、免状等の携行、緊急連絡体制、交代乗務員等が必要。
13	注意書面の携行	○	○	○		○	可燃性ガス、毒性ガス、酸素及びLPガスを移動する場合には、高圧ガスの性状及び災害防止に必要な注意事項を記載したもの(イエローカード)を携行すること。